

阿久比町水道料金及び 下水道使用料審議会

－ 第4回 －

水道料金改定について

令和7年7月14日

愛知県阿久比町

—— 目 次 ——

1. 前回審議会のふりかえり
 - 1-1. 阿久比町の利用者の構成
 - 1-2. 料金改定案の基本条件
 - 1-3. 料金改定案
 - 1-4. 指摘事項等
2. 料金改定案の修正
 - 2-1. 料金改定案
 - 2-2. 検討結果
 - 2-3. 近隣市町との比較（参考）
3. 今後の予定

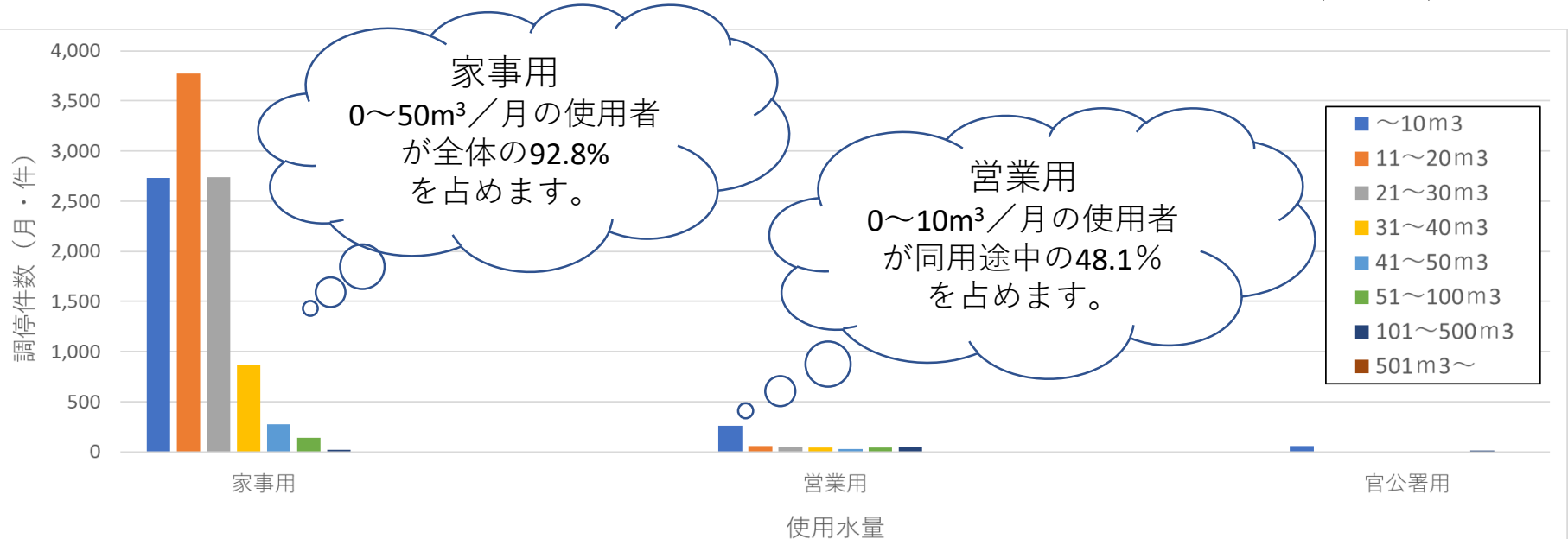
1. 前回審議会のふりかえり

1-1. 阿久比町の使用者の構成

(月・件)

用途		水量区分	0～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～40m ³	41～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～	総計
家事用	件数		2,733	3,772	2,740	869	273	144	22	1	10,554
	割合		24.4%	33.7%	24.5%	7.8%	2.4%	1.3%	0.2%	0.0%	94.3%
営業用	件数		261	60	52	41	26	46	48	9	543
	割合		2.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.2%	0.4%	0.4%	0.1%	4.9%
官公署用	件数		60	6	3	2	3	7	11	3	95
	割合		0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.8%
総計	件数		3,054	3,838	2,795	912	302	197	81	13	11,192
	割合		27.3%	34.3%	25.0%	8.1%	2.7%	1.8%	0.7%	0.1%	100.0%

※最新年度（令和5年度）のデータを採用



1. 前回審議会のふりかえり

1-2. 料金改定案の基本条件

料金改定案の基本条件は以下のとおりとします。

基本条件①

二部料金制、累進料金制および用途別料金体系の継続

基本条件②

基本水量制の廃止

基本条件③

水量区分の変更（細分化）

基本条件④

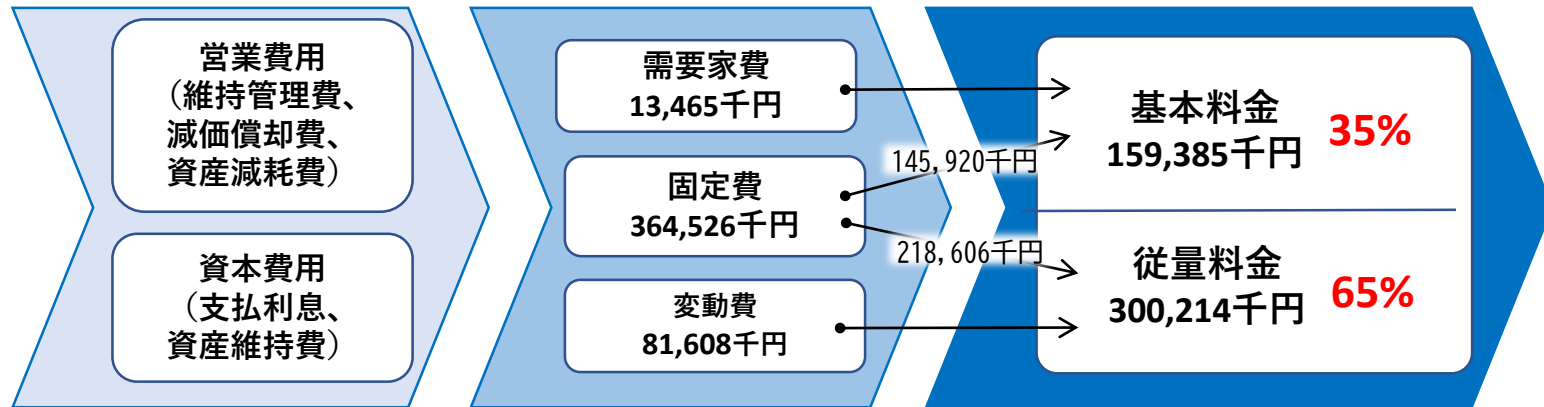
平均改定倍率1.10倍

1. 前回審議会のふりかえり

1-2. 料金改定案の基本条件

二部料金制（基本料金と従量料金）についての補足説明

阿久比町の使用水量等の実態を反映した上で、「基本料金」と「従量料金」の体系を設定します。



※令和5年度決算ベース

需要家費：使用水量の多少に関わらず主として使用者数に対応して増減する経費（量水器・検針委託料等）

固定費：使用水量及び使用者の多少に関わらず施設の規模に応じて固定的に必要な経費（人件費等）

変動費：主として使用水量の多少に応じて変動する経費（光熱費、受水費等）

水道料金算定要領に基づき、営業費用及び資本費用は、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解されます。

「固定費」は、阿久比町の施設利用率(約60%)で基本料金と従量料金に分配します。分配後の基本料金と従量料金の割合は「3.5 : 6.5」(35% : 65%)です。

1. 前回審議会のふりかえり

1-3. 料金改定案

本町の使用水量等の実態を反映した上で、第3回審議会では、以下を料金改定案として審議いただきました。

改定案①

「水道料金算定要領」に基づき算定

改定案②

水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状程度

改定案③

水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状より低減

改定案①

「水道料金算定要領」に基づき算定

(円/㎥) 税抜き価格

水量区分 (㎥/月)		家事用		営業用		官公署用	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
基本料金		1,200	1,200	1,250	2,440	1,250	6,260
従量料金 (1㎥につき)	0 ～ 10 ㎥	135	109	160	109	160	109
	11 ～ 20 ㎥	160		200		200	
	21 ～ 30 ㎥	200		240		240	
	31 ～ 40 ㎥	240					
	41 ～ 50 ㎥						
	51 ～ 100 ㎥						
	101 ～ 500 ㎥						
501 ㎥ ～							

項目	改定前	改定後
平均改定倍率	—	1.10
供給単価(円/㎥)	155.25	171.21
累進度(家事用)	1.48	1.00

- ・ 全体の平均改定倍率が1.10倍となるように調整。
- ・ 均一型の従量料金

※累進度(家事用) = (501㎥～の従量料金) ÷ (11～20㎥の従量料金)

改定案①

「水道料金算定要領」に基づき算定

現行料金 (月・円) 税抜き価格

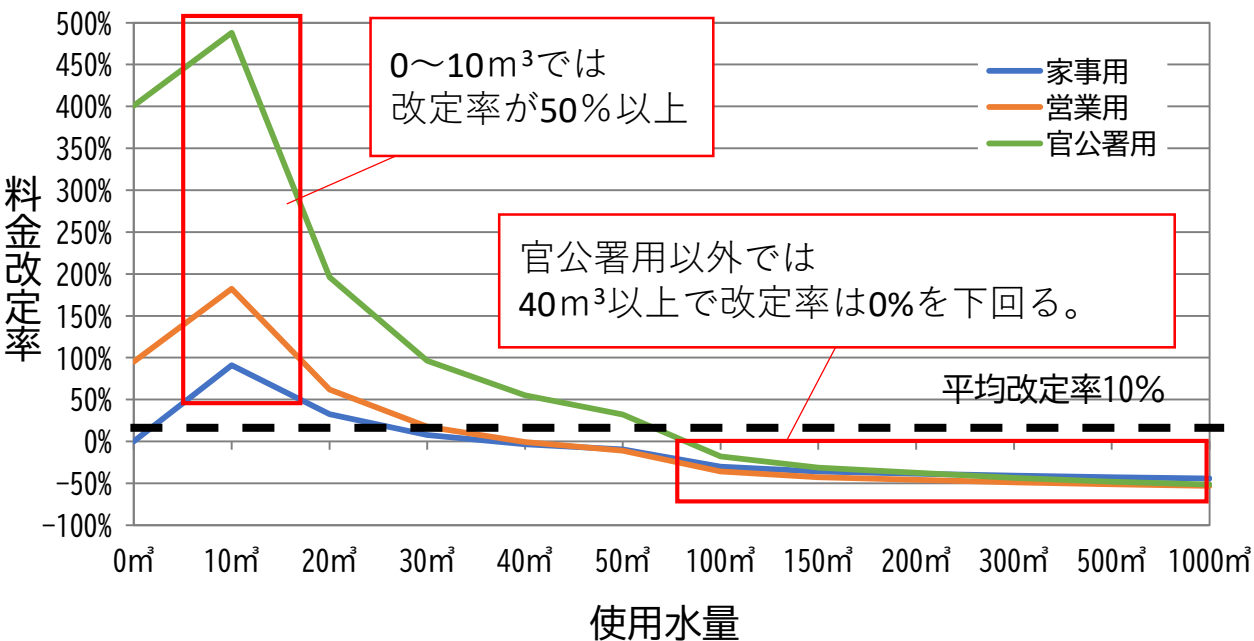
使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	1,250	1,250
10 m ³	1,200	1,250	1,250
20 m ³	2,550	2,850	2,850
30 m ³	4,150	4,850	4,850
40 m ³	5,750	6,850	6,850
50 m ³	7,350	8,850	8,850
100 m ³	17,350	20,850	20,850
150 m ³	27,350	32,850	32,850
200 m ³	37,350	44,850	44,850
300 m ³	57,350	68,850	68,850
500 m ³	97,350	116,850	116,850
1000 m ³	197,350	236,850	236,850

改定案① (月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	2,440	6,260
10 m ³	2,290	3,530	7,350
20 m ³	3,380	4,620	8,440
30 m ³	4,470	5,710	9,530
40 m ³	5,560	6,800	10,620
50 m ³	6,650	7,890	11,710
100 m ³	12,100	13,340	17,160
150 m ³	17,550	18,790	22,610
200 m ³	23,000	24,240	28,060
300 m ³	33,900	35,140	38,960
500 m ³	55,700	56,940	60,760
1000 m ³	110,200	111,440	115,260

差額 (月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	0	1,190	5,010
10 m ³	1,090	2,280	6,100
20 m ³	830	1,770	5,590
30 m ³	320	860	4,680
40 m ³	-190	-50	3,770
50 m ³	-700	-960	2,860
100 m ³	-5,250	-7,510	-3,690
150 m ³	-9,800	-14,060	-10,240
200 m ³	-14,350	-20,610	-16,790
300 m ³	-23,450	-33,710	-29,890
500 m ³	-41,650	-59,910	-56,090
1000 m ³	-87,150	-125,410	-121,590



改定率

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	0%	95%	401%
10 m ³	91%	182%	488%
20 m ³	33%	62%	196%
30 m ³	8%	18%	96%
40 m ³	-3%	-1%	55%
50 m ³	-10%	-11%	32%
100 m ³	-30%	-36%	-18%
150 m ³	-36%	-43%	-31%
200 m ³	-38%	-46%	-37%
300 m ³	-41%	-49%	-43%
500 m ³	-43%	-51%	-48%
1000 m ³	-44%	-53%	-51%

(円/ｍ^３) 税抜き価格

水量区分 (ｍ ^３ /月)		家事用		営業用		官公署用	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
基本料金		1,200	1,250	1,250	1,300	1,250	1,300
従量料金につき (１ｍ ^３)	０～１０ｍ ^３		５		６		６
	１１～２０ｍ ^３	１３５	１５０	１６０	１８０	１６０	１８０
	２１～３０ｍ ^３	１６０	１７５	２００	２２０	２００	２２０
	３１～４０ｍ ^３		１８０		２２５		２２５
	４１～５０ｍ ^３		１８５		２３０		２３０
	５１～１００ｍ ^３	２００	２１５	２４０	２６０	２４０	２６０
	１０１～５００ｍ ^３		２２０		２６５		２６５
	５０１ｍ ^３ ～		２２５		２７０		２７０

項目	改定前	改定後
平均改定倍率	—	１．１０
供給単価(円/ｍ ^３)	１５５．２５	１７０．２５
累進度(家事用)	１．４８	１．５０

- ・全体の平均改定倍率が**１．１０**倍となるように調整。
- ・累進度は現状と同程度

※累進度(家事用) = (501m³～の従量料金) ÷ (11～20m³の従量料金)

改定案②

水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状程度

現行料金

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	1,250	1,250
10 m ³	1,200	1,250	1,250
20 m ³	2,550	2,850	2,850
30 m ³	4,150	4,850	4,850
40 m ³	5,750	6,850	6,850
50 m ³	7,350	8,850	8,850
100 m ³	17,350	20,850	20,850
150 m ³	27,350	32,850	32,850
200 m ³	37,350	44,850	44,850
300 m ³	57,350	68,850	68,850
500 m ³	97,350	116,850	116,850
1000 m ³	197,350	236,850	236,850

改定案②

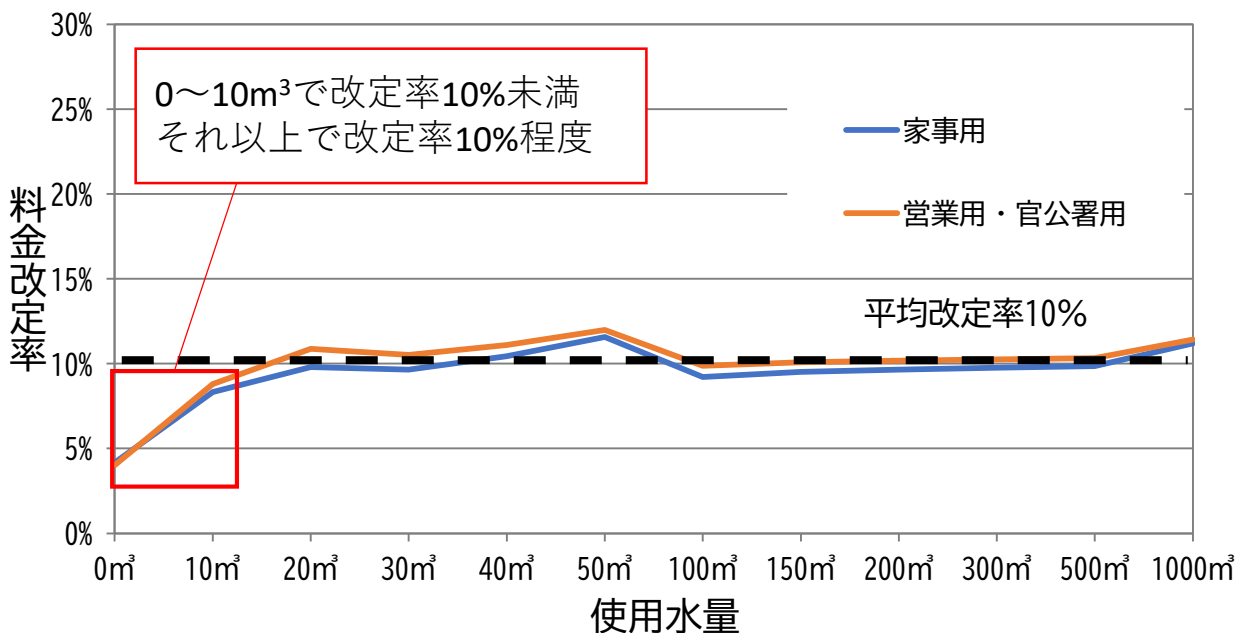
(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,250	1,300	1,300
10 m ³	1,300	1,360	1,360
20 m ³	2,800	3,160	3,160
30 m ³	4,550	5,360	5,360
40 m ³	6,350	7,610	7,610
50 m ³	8,200	9,910	9,910
100 m ³	18,950	22,910	22,910
150 m ³	29,950	36,160	36,160
200 m ³	40,950	49,410	49,410
300 m ³	62,950	75,910	75,910
500 m ³	106,950	128,910	128,910
1000 m ³	219,450	263,910	263,910

差額

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	50	50	50
10 m ³	100	110	110
20 m ³	250	310	310
30 m ³	400	510	510
40 m ³	600	760	760
50 m ³	850	1,060	1,060
100 m ³	1,600	2,060	2,060
150 m ³	2,600	3,310	3,310
200 m ³	3,600	4,560	4,560
300 m ³	5,600	7,060	7,060
500 m ³	9,600	12,060	12,060
1000 m ³	22,100	27,060	27,060



改定率

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	4%	4%	4%
10 m ³	8%	9%	9%
20 m ³	10%	11%	11%
30 m ³	10%	11%	11%
40 m ³	10%	11%	11%
50 m ³	12%	12%	12%
100 m ³	9%	10%	10%
150 m ³	10%	10%	10%
200 m ³	10%	10%	10%
300 m ³	10%	10%	10%
500 m ³	10%	10%	10%
1000 m ³	11%	11%	11%

改定案③

水量区分を細分化（８区分）にし、累進度を現状より低減

(円/ｍ^３) 税抜き価格

水量区分 (ｍ ^３ /月)		家事用		営業用		官公署用	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
基本料金		1,200	1,250	1,250	1,300	1,250	1,300
(１ ｍ ^３ に つ き)	０ ～ １０ ｍ ^３		５		６		６
	１１ ～ ２０ ｍ ^３	１３５	１６０	１６０	１８５	１６０	１８５
	２１ ～ ３０ ｍ ^３	１６０	１７０	２００	２２５	２００	２２５
	３１ ～ ４０ ｍ ^３		１８０		２３０		２３０
	４１ ～ ５０ ｍ ^３		１９０		２３５		２３５
	５１ ～ １００ ｍ ^３	２００	２００	２４０	２４０	２４０	２４０
	１０１ ～ ５００ ｍ ^３		２０５		２４５		２４５
	５０１ ｍ ^３ ～		２１０		２５０		２５０

項目	改定前	改定後
平均改定倍率	—	１.１０
供給単価(円/ｍ ^３)	１５５.２５	１７０.３２
累進度（家事用）	１.４８	１.３１

- ・ 全体の平均改定倍率が**１.１０**倍となるように調整。
- ・ 累進度を現状より低減

※累進度（家事用）＝（５０１ｍ^３～の従量料金）÷（１１～２０ｍ^３の従量料金）

改定案③

水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状より低減

現行料金

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	1,250	1,250
10 m ³	1,200	1,250	1,250
20 m ³	2,550	2,850	2,850
30 m ³	4,150	4,850	4,850
40 m ³	5,750	6,850	6,850
50 m ³	7,350	8,850	8,850
100 m ³	17,350	20,850	20,850
150 m ³	27,350	32,850	32,850
200 m ³	37,350	44,850	44,850
300 m ³	57,350	68,850	68,850
500 m ³	97,350	116,850	116,850
1000 m ³	197,350	236,850	236,850

改定案③

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,250	1,300	1,300
10 m ³	1,300	1,360	1,360
20 m ³	2,900	3,210	3,210
30 m ³	4,600	5,460	5,460
40 m ³	6,400	7,760	7,760
50 m ³	8,300	10,110	10,110
100 m ³	18,300	22,110	22,110
150 m ³	28,550	34,360	34,360
200 m ³	38,800	46,610	46,610
300 m ³	59,300	71,110	71,110
500 m ³	100,300	120,110	120,110
1000 m ³	205,300	245,110	245,110

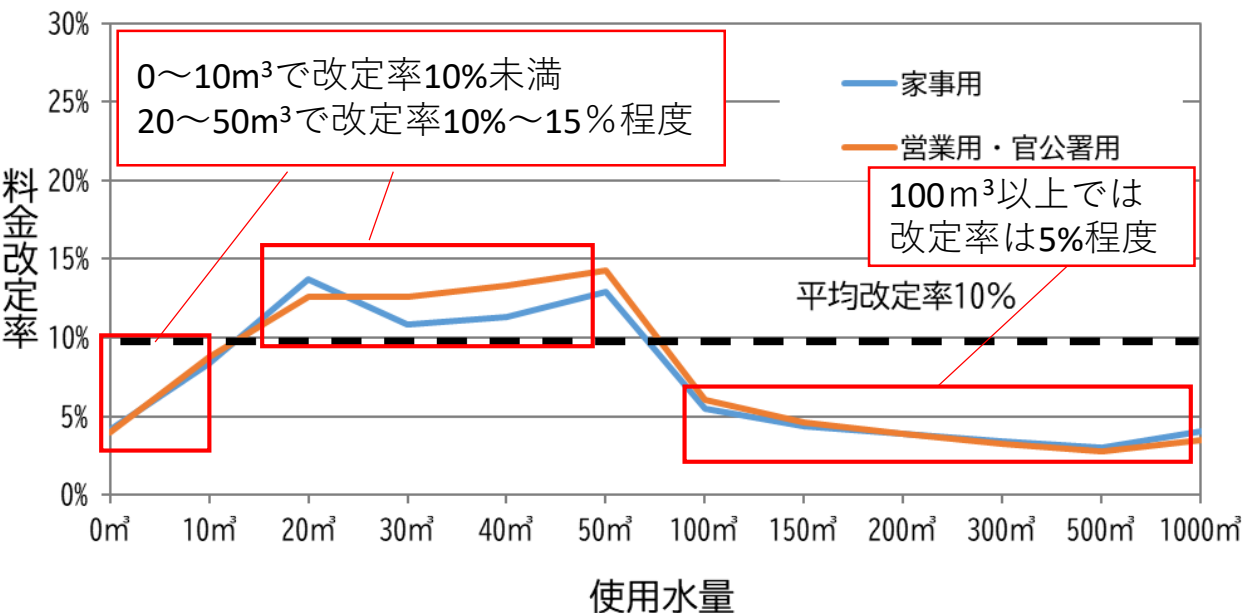
差額

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	50	50	50
10 m ³	100	110	110
20 m ³	350	360	360
30 m ³	450	610	610
40 m ³	650	910	910
50 m ³	950	1,260	1,260
100 m ³	950	1,260	1,260
150 m ³	1,200	1,510	1,510
200 m ³	1,450	1,760	1,760
300 m ³	1,950	2,260	2,260
500 m ³	2,950	3,260	3,260
1000 m ³	7,950	8,260	8,260

改定率

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	4%	4%	4%
10 m ³	8%	9%	9%
20 m ³	14%	13%	13%
30 m ³	11%	13%	13%
40 m ³	11%	13%	13%
50 m ³	13%	14%	14%
100 m ³	5%	6%	6%
150 m ³	4%	5%	5%
200 m ³	4%	4%	4%
300 m ³	3%	3%	3%
500 m ³	3%	3%	3%
1000 m ³	4%	3%	3%



1. 前回の審議会のふりかえり

改定案の検討結果

項目	現行体系	改定案①	改定案②	改定案③
概要	—	「水道料金算定要領」に基づき設定	水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状程度	水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状より低減
基本料金と従量料金の割合	3.5 : 6.5	3.5 : 6.5	3.5 : 6.5	3.5 : 6.5
累進度（家事用）	1.48	1.00（一定）	1.50	1.31
使用者への影響（負担感）	—	営業用、官公署用の基本料金が大幅な増額となり、これらの用途で使用する使用者の負担感が大きい。	少量使用者と比較し、大口使用者の負担感が大きい。	少量使用者と比較し、大口使用者の負担感は小さい。
使用水量の減少における経営安定性	—	使用水量が少なくなる場合でも料金収入への影響は小さい。	使用水量が少なくなる場合では、料金収入への影響は大きい。	使用水量が少なくなる場合でも、料金収入への影響は小さい。
考察		現状の料金体系から大きく変わるため、使用者からの理解を得られにくい。	「改定率」の観点ではほぼ一定である一方、「支払額」の観点では使用水量増加に伴って増額幅が大きくなる。	使用者割合が多い水量区分の使用者の改定率が、他の区分と比較して高い改定率となるが、相対的に施設維持費がかかっていること等を鑑み、適切な設定であると考え。一方、「支払額」の観点では大口使用者と比較し、増額幅は小さい。
事務局案	—	×	△	○

1. 前回審議会のふりかえり

1-4. 指摘事項等

- 基本水量の廃止は理解できる。
- 用途別料金体系の見直しは、次回以降に再検討することが望ましい。
- 従量料金の区分が8区分は細かすぎると考える。
- 水道事業経営の観点と社会福祉の観点を踏まえて議論すべき。
- 改定案③が適当と考えるが、少量使用者の改定率が低いため、少量使用者の改定率を修正した案も提示すべき。



- 改定案③の修正案を作成
- 従量料金の水量区分を「8区分」から「6区分」へ変更
- 少量使用者（0～10m³）の改定率を平均改定率（10％）に近づけるために、基本料金・従量料金単価で調整

2. 料金改定案の修正

2-1. 料金改定案

改定案①	「水道料金算定要領」に基づき算定
------	------------------

改定案②	水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状程度
------	--------------------------

改定案③	水量区分を細分化（8区分）にし、累進度を現状より低減
------	----------------------------



※改定案③を修正

改定案③-1	水量区分は6区分。 基本料金は改定案③と同額で、従量料金のみ調整し、0～10m ³ 区分の改定率を増加。
--------	--

改定案③-2	水量区分は6区分。 基本料金を調整するとともに、従量料金についても、0～10m ³ 区分の改定率を増加。
--------	--

2. 料金改定案の修正

2-1. 料金改定案

指摘事項等を踏まえた修正案の基本的な考え方

- (1) 水道料金算定要領に基づき、基本料金・従量料金を設定する考え方は継続します。
- (2) 使用者の割合が多い水量区分（本町では、0～30m³）の方が、他の水量区分と比較して相対的に施設維持費がかかっていることを鑑み、これらの区分の利用者に平均改定率よりも多く負担して頂くことを基本とします。
- (3) 0～10m³使用者の改定率についても調整を検討します。
- (4) 本町では、水量区分0～30m³までの利用者が全体の約87%を占めていることから、これらの水量区分については、従量料金を細分化して調整する必要があると考えます。
- (5) 31～50m³、101～500m³の水量区分については、それぞれ全体の約11%、約1%であり、細分化の必要性が少ないと考えられるため、1つの区分に集約することとします。

改定案③-1

水量区分は6区分。

基本料金は改定案③と同額で、従量料金のみ調整し、0～10m³区分の改定率を増加。

(円/m³) 税抜き価格

水量区分 (m³/月)		家事用		営業用		官公署用	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
基本料金		1,200	1,250	1,250	1,300	1,250	1,300
従 量 料 金 に つ き (1 m³)	0 ～ 10 m³		7		8		8
	11 ～ 20 m³	135	157	160	183	160	183
	21 ～ 30 m³	160	173	200	218	200	218
	31 ～ 40 m³		180		225		225
	41 ～ 50 m³						
	51 ～ 100 m³	200	200	240	240	240	240
	101 m³ ～		205		245		245

項目	改定前	改定後
平均改定倍率	—	1.10
供給単価(円/m ³)	155.25	170.21
累進度(家事用)	1.48	1.31

- ・全体の平均改定倍率が1.10倍となるように調整。
- ・0～10m³使用者の改定率を平均改定率まで増加するように調整。(従量料金のみで調整)
- ・累進度は改定案③と同程度。

※累進度(家事用) = (101m³～の従量料金) ÷ (11～20m³の従量料金)

改定案③-1

水量区分は6区分。

基本料金は改定案③と同額で、従量料金のみ調整し、0～10m³区分の改定率を増加。

現行料金

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	1,250	1,250
10 m ³	1,200	1,250	1,250
20 m ³	2,550	2,850	2,850
30 m ³	4,150	4,850	4,850
40 m ³	5,750	6,850	6,850
50 m ³	7,350	8,850	8,850
100 m ³	17,350	20,850	20,850
150 m ³	27,350	32,850	32,850
200 m ³	37,350	44,850	44,850
300 m ³	57,350	68,850	68,850
500 m ³	97,350	116,850	116,850
1000 m ³	197,350	236,850	236,850

改定案③-1

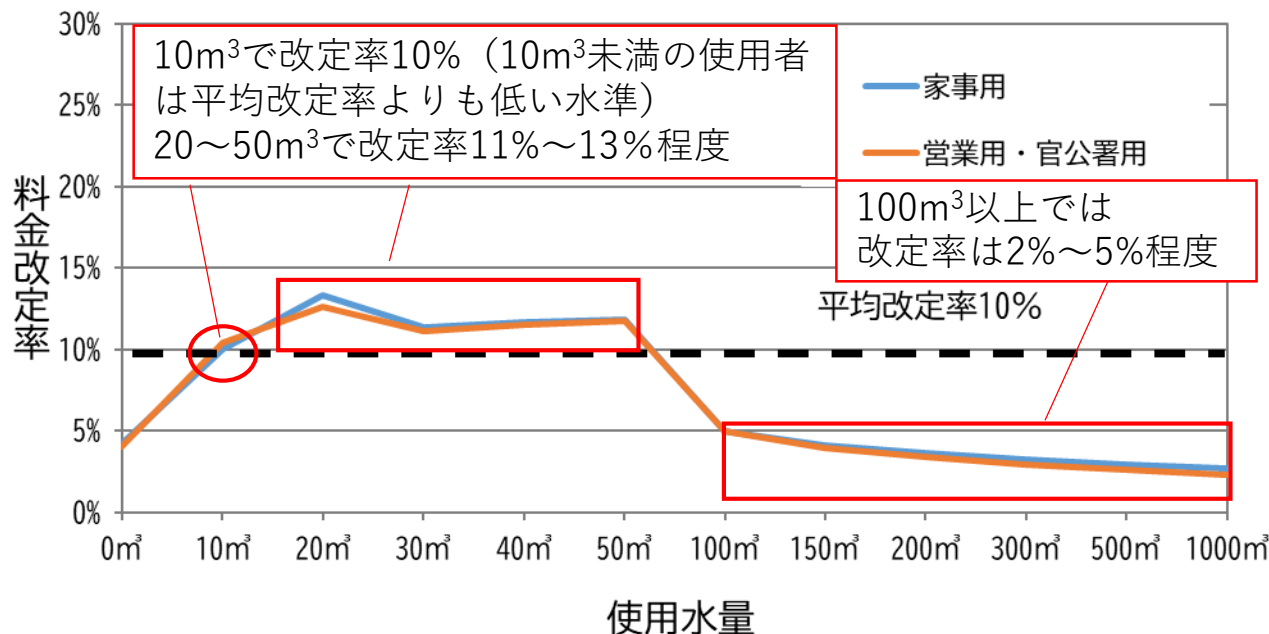
(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,250	1,300	1,300
10 m ³	1,320	1,380	1,380
20 m ³	2,890	3,210	3,210
30 m ³	4,620	5,390	5,390
40 m ³	6,420	7,640	7,640
50 m ³	8,220	9,890	9,890
100 m ³	18,220	21,890	21,890
150 m ³	28,470	34,140	34,140
200 m ³	38,720	46,390	46,390
300 m ³	59,220	70,890	70,890
500 m ³	100,220	119,890	119,890
1000 m ³	202,720	242,390	242,390

差額

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	50	50	50
10 m ³	120	130	130
20 m ³	340	360	360
30 m ³	470	540	540
40 m ³	670	790	790
50 m ³	870	1,040	1,040
100 m ³	870	1,040	1,040
150 m ³	1,120	1,290	1,290
200 m ³	1,370	1,540	1,540
300 m ³	1,870	2,040	2,040
500 m ³	2,870	3,040	3,040
1000 m ³	5,370	5,540	5,540



改定率

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	4%	4%	4%
10 m ³	10%	10%	10%
20 m ³	13%	13%	13%
30 m ³	11%	11%	11%
40 m ³	12%	12%	12%
50 m ³	12%	12%	12%
100 m ³	5%	5%	5%
150 m ³	4%	4%	4%
200 m ³	4%	3%	3%
300 m ³	3%	3%	3%
500 m ³	3%	3%	3%
1000 m ³	3%	2%	2%

改定案③-2

水量区分は6区分。

基本料金を調整するとともに、従量料金についても、0～10m³区分の改定率を増加。

(円/m³) 税抜き価格

水量区分 (m ³ /月)		家事用		営業用		官公署用	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
基本料金		1,200	1,280	1,250	1,330	1,250	1,330
従 量 料 金 (1 m ³ に つ き)	0 ～ 10 m ³		7		8		8
	11 ～ 20 m ³	135	157	160	183	160	183
	21 ～ 30 m ³	160	173	200	218	200	218
	31 ～ 40 m ³		175		220		220
	41 ～ 50 m ³						
	51 ～ 100 m ³	200	200	240	240	240	240
	101 m ³ ～		205		245		245

項目	改定前	改定後
平均改定倍率	—	1.10
供給単価(円/m ³)	155.25	171.32
累進度(家事用)	1.48	1.31

- ・全体の平均改定倍率が1.10倍となるように調整。
- ・0～10m³使用者の改定率を平均改定率まで増加するように調整。(基本料金と従量料金で調整)
- ・累進度は改定案③と同程度。

※累進度(家事用) = (101m³～の従量料金) ÷ (11～20m³の従量料金)

改定案③-2

水量区分は6区分。

基本料金を調整するとともに、従量料金についても、0～10m³区分の改定率を増加。

現行料金

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,200	1,250	1,250
10 m ³	1,200	1,250	1,250
20 m ³	2,550	2,850	2,850
30 m ³	4,150	4,850	4,850
40 m ³	5,750	6,850	6,850
50 m ³	7,350	8,850	8,850
100 m ³	17,350	20,850	20,850
150 m ³	27,350	32,850	32,850
200 m ³	37,350	44,850	44,850
300 m ³	57,350	68,850	68,850
500 m ³	97,350	116,850	116,850
1000 m ³	197,350	236,850	236,850

ケース③-2

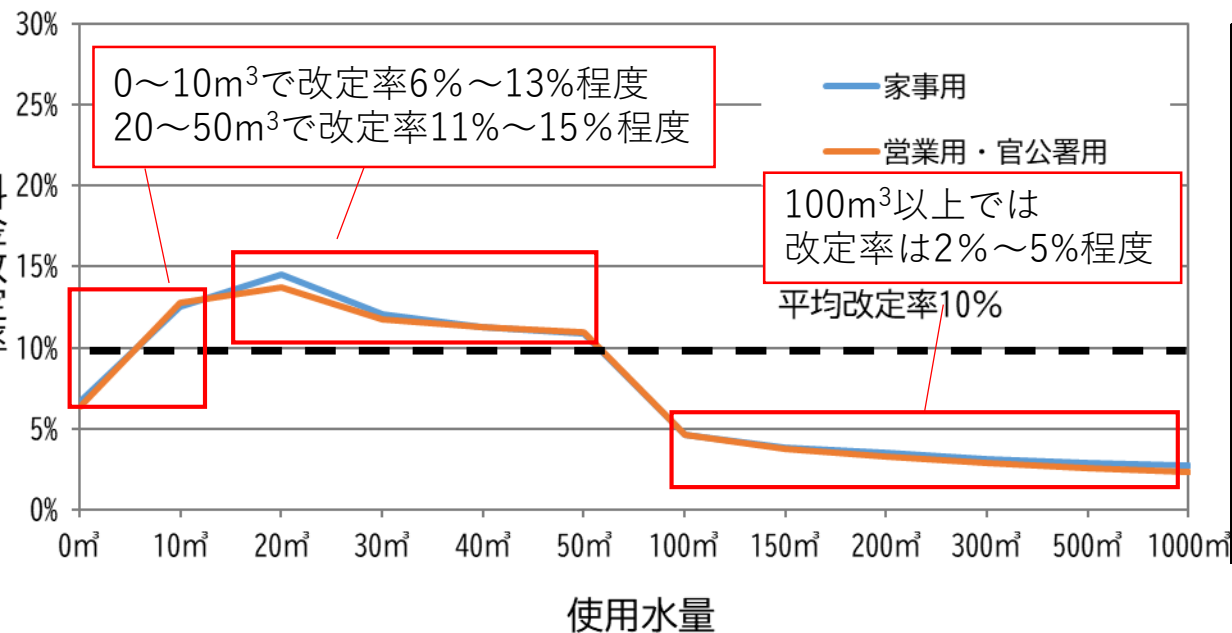
(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	1,280	1,330	1,330
10 m ³	1,350	1,410	1,410
20 m ³	2,920	3,240	3,240
30 m ³	4,650	5,420	5,420
40 m ³	6,400	7,620	7,620
50 m ³	8,150	9,820	9,820
100 m ³	18,150	21,820	21,820
150 m ³	28,400	34,070	34,070
200 m ³	38,650	46,320	46,320
300 m ³	59,150	70,820	70,820
500 m ³	100,150	119,820	119,820
1000 m ³	202,650	242,320	242,320

差額

(月・円) 税抜き価格

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	80	80	80
10 m ³	150	160	160
20 m ³	370	390	390
30 m ³	500	570	570
40 m ³	650	770	770
50 m ³	800	970	970
100 m ³	800	970	970
150 m ³	1,050	1,220	1,220
200 m ³	1,300	1,470	1,470
300 m ³	1,800	1,970	1,970
500 m ³	2,800	2,970	2,970
1000 m ³	5,300	5,470	5,470



改定率

使用水量	家事用	営業用	官公署用
0 m ³	7%	6%	6%
10 m ³	13%	13%	13%
20 m ³	15%	14%	14%
30 m ³	12%	12%	12%
40 m ³	11%	11%	11%
50 m ³	11%	11%	11%
100 m ³	5%	5%	5%
150 m ³	4%	4%	4%
200 m ³	3%	3%	3%
300 m ³	3%	3%	3%
500 m ³	3%	3%	3%
1000 m ³	3%	2%	2%

2. 料金改定案の修正

2-2. 検討結果

項目		現行体系	改定案③-1	改定案③-2
概要		—	水量区分は6区分。 基本料金は改定案③と同額で、 従量料金のみ調整し、0～10m ³ 区分 の改定率を増加。	水量区分は6区分。 基本料金を調整するとともに、 従量料金についても、0～10m ³ 区分 の改定率を増加。
基本料金と従量 料金の割合		3.5 : 6.5	3.5 : 6.5	3.7 : 6.3※
累進度 (家事用)		1.48	1.31	1.31
改定率	0～10m ³	—	家事用 4～10% 営業用 4～10%	家事用 7～13% 営業用 6～13%
	20～50m ³	—	家事用 11～13% 営業用 11～13%	家事用 11～15% 営業用 11～14%
考察			改定案③よりも0～10m ³ 使用者の改定率が高くなったものの、平均改定率よりも低く抑えられている。 少量使用者へ配慮した案。	0～10m ³ 使用者の改定率が平均改定率と同程度となっている。 本町の使用水量の状況等を鑑み、 適切な費用負担割合であると考えられるとともに、水道事業経営の安定性が確保されやすい案。
事務局案		—	△	○

※改定案③-2における基本料金と従量料金の比率（3.7:6.3）は、水道料金算定要領に基づき算出した比率（3.5 : 6.5）と大きな乖離がないものと考えます。

2. 料金改定案の修正

2-3. 近隣市町との比較（参考）

知多5市5町との比較（改定案③-2を採用した場合）

R7.4時点（円/㎡）税抜き価格

水量区分 (㎡/月)		阿久比町	改定案③-2	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	東浦町	武豊町	美浜町	南知多町
基本料金			1,280	710	910	700	600	600	390	600	1,385	
（1 ㎡ につき 従量 料金 ）	0 ～ 5 ㎡	1,200	7	40	73	58	85	65	60	50	90	1,238
	6 ～ 10 ㎡					62					～12㎡	
	11 ～ 20 ㎡	135	157	85	101	100	115	116	126	130		141
	21 ～ 30 ㎡	160	173	130	149	141	175	124	163	140	130	225
	31 ～ 40 ㎡		175	135	201	182	216		192	155	13～40㎡	
	41 ～ 50 ㎡	200	200	170	241	217	258	173	221	165	160	
	51 ～ 60 ㎡										41～80㎡	
	61 ～ 80 ㎡											
	81 ～ 100 ㎡										210	
	101 ～ 120 ㎡										81～120㎡	
	121 ㎡ ～		205	225						185	230	
											121㎡～	

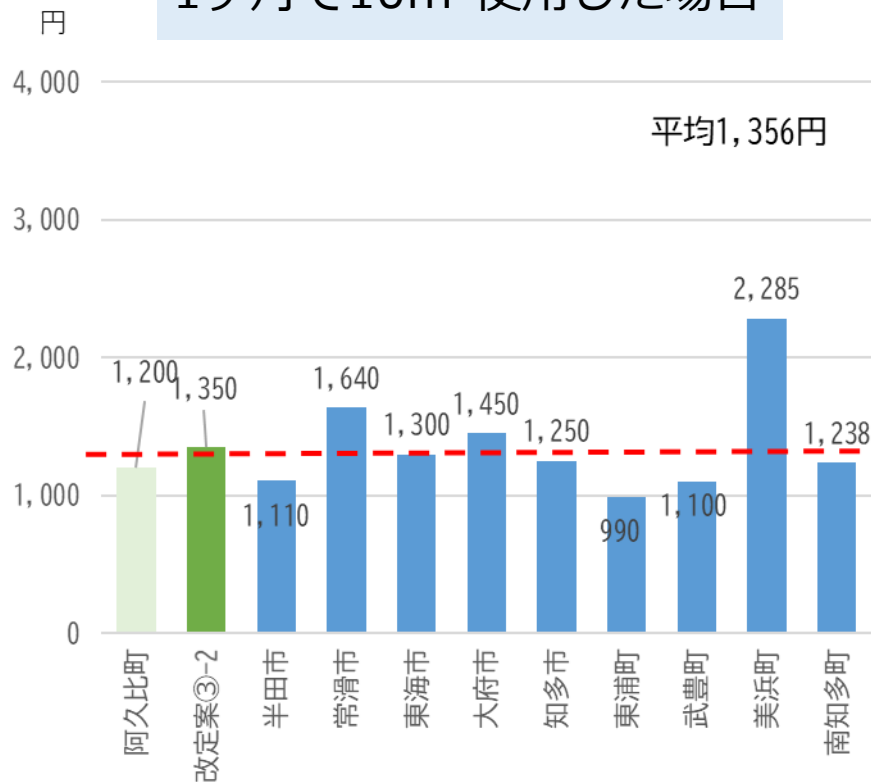
※家事用および20mmの口径で比較

2.料金改定案の修正

2-3.近隣市町との比較（参考）

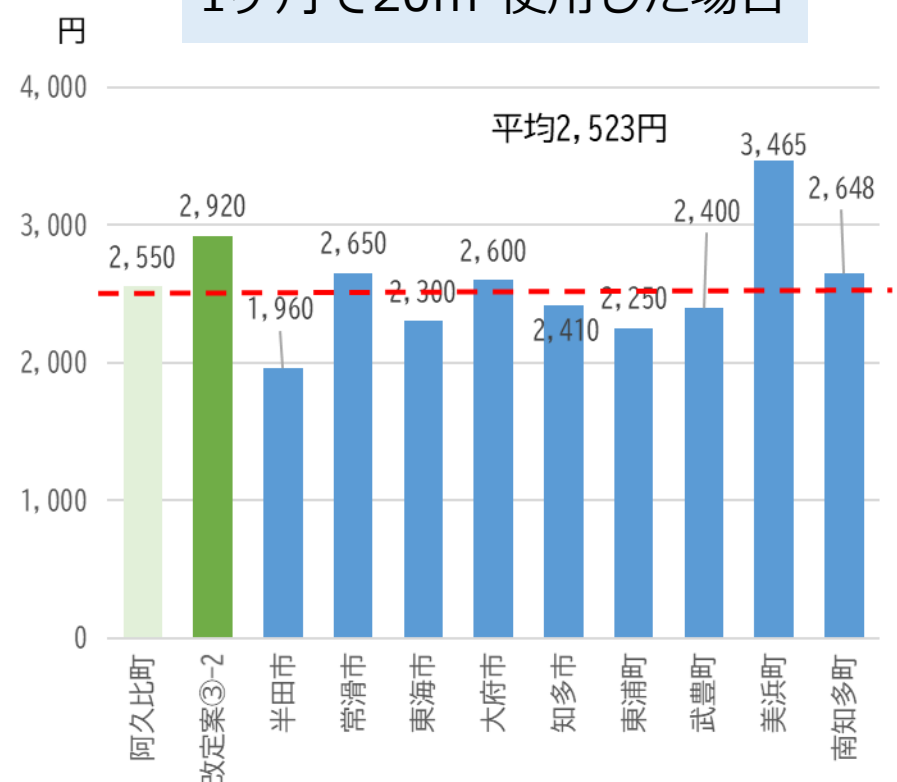
- 改定案③-2を採用した場合の本町の水道料金は以下のとおりです。
- 1ヶ月で10m³使用したときは近隣市町平均と同程度、20m³使用したときは近隣市町平均よりも15%程度高額となります。

1ヶ月で10m³使用した場合



※家事用および20mmの口径で比較

1ヶ月で20m³使用した場合



3. 今後の予定

令和8年度からの水道料金改定に向け、検討を進めていきます。

今後の予定（案）

時 期	事 項	主な内容
令和7年10月2日	第5回審議会	・ 答申
令和8年2月頃	住民説明会	・ 料金改定の周知
令和8年3月頃	町議会定例会	・ 条例改正案の上程・議決
令和8年5月頃	広報・HPの掲載	・ 料金改定の周知
令和8年10月	料金改定	・ 新料金による徴収開始